

掛川市条例第6号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－<u>第11条の8</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則 （保険料率）</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400</u>円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,600</u>円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,800</u>円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,000</u>円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,200</u>円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,000</u>円 ア・イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,200</u>円 ア 合計所得金額が120万円以上<u>190万円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>105,600</u>円</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－<u>第11条の10</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則 （保険料率）</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600</u>円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,800</u>円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400</u>円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,600</u>円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200</u>円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,400</u>円 ア・イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,600</u>円 ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,800</u>円</p>

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 119,400円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,400円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 154,200円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,400円とする。

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第11条の3 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準)

第11条の4 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第11条の5 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定の基準)

第11条の6 (略)

(指定介護予防支援等の事業の基準)

第11条の7 (略)

(地域包括支援センターの事業の基準)

第11条の8 (略)

第3章 雑則

(委任)

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 114,000円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 134,400円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 147,600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,600円とする。

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第11条の3 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定の基準)

第11条の4 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、省令第132条の3の2に規定する基準に該当する者とする。

(指定居宅介護支援等の事業の基準)

第11条の5 法第47条第1項第1号の条例で定めるもの並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に規定する基準とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準)

第11条の6 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第11条の7 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定の基準)

第11条の8 (略)

(指定介護予防支援等の事業の基準)

第11条の9 (略)

(地域包括支援センターの事業の基準)

第11条の10 (略)

第3章 雑則

(委任)

<p>第12条 (略)</p> <p>第13条 <u>第1号被保険者</u>が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により<u>当該第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>第13条 <u>被保険者</u>が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により<u>当該被保険者</u>の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。